



牧野富夫編著

『労働ビッグバン——
これ以上、使い捨てにされていないのか』
坂内 三夫

この本の最大の魅力と特徴は、わたしたちと同じ目線で、「労働ビッグバン」問題を、わたしたちのたたかいを激励する立場から、体系的に分析し、たたかいの展望に確信をあたえてくれていることです。その意味で、この本の執筆者の努力に感謝の意を表したいと思います。

共同執筆による編著書は、個別論文の寄せ集めというものが多いものです。しかし、この本は牧野富夫労働総研代表理事を中心に、生熊茂実全労連副議長・全労連労働契約法制闘争本部長・全日本金属情報機器労働組合（JMIU）中央執行委員長、今村幸次郎弁護士・自由法曹団事務局長、藤田宏労働総研理事という4人の適任者の努力で、統一のとれた著書となっています。

それは、おそらく4人の執筆者が、自公政権が日米財界の要求に積極的に呼応して促進する「労働ビッグバンの総仕上げ」を阻止し、真の労働改革の進展をねがっておこなった共同討議の反映だと思います。本書は、筆者たちのそうした問題に取り組む情熱とがあいまって、読者を最後まで一気に読ませる力強さをもった書物となっています。

本書全体の見取り図を示した「序章『労働ビッグバン』と貧困」（牧野執筆）では、「労働ビッグバン」の時期区分と定義をおこなっています。そして「労働ビッグバン」にたいする労働組合と世論の反撃の前に、「労働ビッグバン」を「ワークライフバランス」と言い換えて促進しようとする混迷と矛盾を分析しています。その分析との関連で、ワークライフ

バランスとはもともとマルクス以来の8時間労働制を求める労働者・国民の思想と要求である（28～30ページ）、との指摘には新鮮さを覚えました。

序章で「労働ビッグバン」を、①「労働者派遣法などが制定された1980年代半ばから約10年」を「前史」、②「日経連の『新時代の「日本的経営」』が発表され、それを推進するため政府が矢継ぎ早に労働法制の改悪を強行するようになった90年代の半ばから約10年」を「第1段階」、③「『労働ビッグバン』と命名され、憲法『改正』と一体で究極の『労働市場改革』が構想されるようになった06年前後から約10年」を「第2段階＝総仕上げ」と、3つの時期に区分しています（13～14ページ）。

この時期区分は、「労働ビッグバン」はすでにはじまっているという規定で、実践的に大変重要な提起だと思います。わたしたちは、労働者保護法の縮小・解体をはじめとした政府・財界の「雇用の流動化・多様化」（労働市場の抜本的改革）（15ページ）政策に反対し、「働くルールの確立」のために、以前からたたかってきています。こうしたたたかいが、憲法「改正」と一体で強行されている「労働ビッグバン第2段階＝総仕上げ」の“とば口”で、たとえば、残業代ゼロ法案であるホワイトカラー・エグゼンプションの国会上程を、安倍首相にひとまず断念させるという成果をあげはじめて、という位置づけになっています。

「第1章 労働者の生活と働き方の現状」（生熊執筆）では、経済財政諮問会議や規制改革会議の学者グループが政府・財界と一体となって、たとえば、八代尚宏国際基督教大学教授などが、「労働市場改革」をあたかも「働くものための改革」であるかのようという主張を、かれらの議論の前提である労働者状態の認識が根本的に誤っていることを、「労働ビッグバン」の結果として深刻化する労働者状態悪化の現実を対比して、論破しています。この章で、生熊さんが「異常な長時間過密労働の蔓延」（38～41ページ）の問題を、現在深刻になっている労働者状態分析の基礎にすえて解明していることは、たいへん重要だと思います。

「第2章 『労働ビッグバン』で何がおきる」（藤田執筆）では、深刻化する労働者状態悪化の要因と背

景を、統計資料を駆使して解明し、「労働ビッグバン第2段階」との関連で、八代氏の「ワークライフバランス」論の欺瞞性を暴露しています。この章で藤田さんが、「労働ビッグバン」にたいする「アメリカ財界の衝動」(101～104ページ)について分析していますが、持株比率でみた日本大企業の外資化の増大は、こんごの労働組合運動のあり方を考える重要な示唆を与えています。

「第3章 労働者保護法の再生に向けて」(今村執筆)では、労働法制の「崩壊」過程を、「労働ビッグバン前史」から「第1段階」へと分析したうえで、「第2段階」で具体的にもくろまれている労働法制の大改悪を批判しています。この章で、今村弁護士は国際労働基準、日本の戦前、戦後の労働保護法、とくに戦後確立された労働基準法の成立過程を分析して、「労働者保護法の必要性和重要性」(147～159ページ)を指摘しています。この提起は、わたしたちが要求している「働くルール」確立の課題との関係できわめて重要です。

「第4章『労働ビッグバン』を阻止し、働くルールの確立を」(生熊執筆)では、「労働ビッグバン」を阻止できることについて、労働者状態の悪化を出発点に高まる胎動、主体的条件の前進を分析しています。この章で、生熊さんが、労働者状態の悪化が企業にも社会にも悪影響をあたえはじめているという問題を提起していることは、わたしたちの運動の国民的共同の問題として大変重要だと思います。

「終章『労働ビッグバン』がもたらすもの」(牧野執筆)では、「人間らしい労働と生活」の実現めざしてたたかうことの重要性が強調されています。

この本の読みどころはいろいろありますが、筆者たちは共通に「労働ビッグバン」を阻止し、働くルールを確立するたたかいにとって、「ホワイトカラー・エグゼンプション」の国会上程を阻止したたたかいは、重要な教訓をふくんでいると指摘しています。

生熊さんはつぎのように書いています。

「2007年通常国会に向けて、労働法制改悪をめぐって大きな変化がありました。その象徴的なできごとが、目玉であった『ホワイトカラー・エグゼンプション』(残業代ゼロ法案)が、国会に上程できなかったことです。／2006年12月27日、年末ギリギリという

異常な日程のなかで、厚生労働省の労政審議会・労働条件分科会は、『労働契約法案』とともに『残業代ゼロ法案』の答申を強行しました。……／私は、この答申が強行されたその夜、厚労省前の宣伝カーの上から『厚生労働省が強行しても、最後は世論が決めるのだ』と呼びかけました。これは、決して『負け惜しみ』ではありません。世論に訴えて阻止しよう、そういう決意を私たちはもっていました。／そういう事態のなかで、『夕刊フジ』や『週刊ポスト』などをはじめとするサラリーマン向けの新聞や週刊誌が、『残業代ゼロになると、サラリーマンは年間140万円減収する』などと、労働総研が発表した資料をもとに、大々的に報道を始めました。私たちもさまざまな駅で宣伝をおこないましたが、青年や女性、中年のサラリーマンが、ビラを受け取るだけでなく、私たちに話しかけてくる状況が生まれました。『これはひどいよね』と声をかけてくる人、『いまでも残業代が払われていないんです』と訴える青年など、多くのところで、対話の輪が広がる状況が生まれました。こんなことは、かつて経験したことがありませんでした。こういうなかで、自民党のなかからも、『参議院選挙がこわい』という声が強まり、ついに『残業代ゼロ法案』は国会に上程されませんでした。2007年通常国会は『労働国会』というふれこみで、政府は労働関係の法律を次々に成立させる予定でしたが、様相は一変しました。」(183～184ページ)

この生熊さんの実感は、わたしの実感でもあります。なぜこのような劇的変化が生まれてきたのかを、財界・政府がもくろむ「労働ビッグバン」による労働者状態の悪化との関連で分析し、労働者状態悪化を出発点にしたたたかひの到達点、人間らしく生き、人間らしい働くルールの確立に向けたたたかひの展望などを解明しているところに、本書の最大の読みどころがあると思います。

この本のなかでも強調されているように、現在という時代がはらんでいる革新的変革への胎動の背景には、国民諸階層の苦難を打開するためのたゆまぬ献身的努力をつづけてきたわたしたち全労連をはじめとする労働組合・民主勢力の取り組みがあります。そのことを確認することは、わたしたちのたたかひの革新的展望を現実にするうえできわめて重要だと

書評

いうことを、この本から再確認させられました。

全労連は、日本の労働組合運動の積極的伝統をひきつぎ、労働者の切実な要求実現と働く人びとの希望に輝く未来のために、すべての労働者・国民とともにその歴史的役割を果たすことを最大の目的に、18年前に結成されました。同年の11月9日のベルリンの壁の崩壊、その後のソ連崩壊などによって、「資本主義万歳」論、「階級闘争時代遅れ」論や「春闘終焉」論などの逆風が荒れ狂いました。しかし、わたしたちは労働者・国民の利益を守るためにひるむこ

となく奮闘してきました。このわたしたちのたたかいが、参議院選挙での自民党の歴史的な大敗を生み出した土台にあることは疑いのないところです。

いま、わたしたちのたたかいが情勢を動かしはじめています。この奥深いエネルギーが「労働ビッグバン」を阻止できるという確信をあたえてくれる本書を、労働者、とくに労働組合運動にたずさわる多くのみなさんに一読をおすすめしたいと思います。

(新日本出版社刊・2007年10月・1700円)

(ばんない みつお・全労連議長)

脇田 滋著

『労働法を考える』

強い共感とともに、問題意識も明らかに
生熊 茂実

はじめに

私は、同時期に共著で『労働ビッグバン』を発刊しており、テーマも同様なので、共感するとともに触発されることが多かったと感じる本書である。

私なりに考えると、本書は大きくいって3つの部分で構成されている。第1の部分は、著者のおこなっている派遣労働者からの相談の事例なども引用しながら、現在の労働者の実態を告発するものである。第1章と第2章が、それにあたる。第2の部分は、「働くルール」そのものの必要性、歴史、世界の実情などについて述べた部分である。第3章から第5章がそうである。第3の部分が、当面する課題や今後の方向についての論述であり、第6章、第7章が、その役割となっている。読み終わって率直に感じたことは、本書の題名は「労働法を考える」だが、内容的には労働組合のあり方や組織論にまで及び、著者の問題意識がうかがわされている。

「労働法のない世界」

第1の部分では、著者は「労働法のない世界」という「キーワード」をもとにして、日本には厳然として労働法があるにもかかわらず、違法な働き方がいかに蔓延しているかを告発する。もうひとつの

キーワードが「フルタイム型非正規雇用」であり、最近10年間に於いて、若年男性が、この雇用形態に吸収されていったことが、日本の雇用社会の変化の特徴であると指摘する。まさに、そのとおりである。

著者が、いち早く派遣労働者からの相談をうけるホームページを開設したことに敬意を表するとともに、派遣労働や「契約社員」、フリーターなどが「若者の未来を奪う働き方」だという提起には同感であり、また教育訓練問題など、フリーターから脱け出せない要因についての言及も重要である。

一方で、この間の労働組合のあり方にも問題を提起する。「企業別正社員組織」としての労働組合が非正規雇用の労働者を組織対象にしてこなかったことが、現在の労働者状態の悪化をひきおこしたとして、労働組合の社会的役割を指摘する。

さらに、現在の日本でこそ労働法が必要とされていると強調する。労働法の重要性について「人口の大多数を占める」のが労働者であり、「労働法というのは日本で働く人の圧倒的多数に適用される、きわめて重要な意味をもつ法分野」という提起は重要だと思う。司法試験で、労働法は受験者の選択にまかされるなど、労働問題が無視ないし軽視される社会的傾向があるなかで、あらためて「労働者状態こそ社会の中心問題」という見解には強く共感する。私自身も昨年夏以来、「日本社会の中心問題は労働者状態の悪化にある」と位置づけ、「労働者状態の改善なくして、日本社会の未来はない」と言い続けてきた。それは、ことし7月の参議院選挙の結果にあらわれた「民意」で証明されたと思う。